

## 台風など災害時の学校の措置

台風など気象災害が予想される場合の措置についてお知らせします。  
このお知らせは、いつでも確認できるように各ご家庭で保存しておいてください。

### 【通常の判断基準】

- ◆ 登校に関わること
  - ・ 午前7時現在で、気象庁から「府中市」地域に暴風警報（大雨警報は該当しない）又は特別警報（現象の種類を問わない。以下同じ）が発令されている場合は、臨時休業とする。  
なお、各公共交通機関から計画運休が発表された場合、暴風警報等の発令にかかわらず、教職員の出勤に影響が生じるときは、児童・生徒の繰り下げ登校等の対応をとることがある。
- ◆ 下校に関わること
  - ・ 台風の予想進路が関東を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、家庭の状況等を十分考慮した上で、授業を午前中のみ短縮し、給食をとらせ一斉下校させる。
  - ・ 幼児・児童・生徒が学校（園）にいるときに「府中市」地域に暴風警報又は特別警報が発令され、下校時刻過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために幼児・児童・生徒を学校（園）に留め置く。暴風警報または特別警報が解除されたのち、下校の際には、通学路等の安全を確認した上で、発達段階に応じて状況の説明を十分に行い、集団下校等の措置をとる。

※ ラジオやテレビ、インターネットなどで気象情報を確認していただくことになります。  
よろしくお願い致します。

※ 警報等は出ていなくとも、大雨、落雷等で危険が予知される場合は、各家庭でご判断をお願いいたします。この場合には、遅刻扱いにいたしません。  
遅れて登校する場合は、生徒手帳に記入して登校後に担任にお渡しください。（電話での連絡・お問い合わせは、ご遠慮ください。）

※ 職場体験（令和2年度は中止）などの校外行事、土日・長期休業中の部活動の練習もこの措置に準じます。  
ただし、部活動の大会については、顧問から連絡や指示があります。